

「郡山市産米の消費拡大の推進に関する条例」に基づく広域的販売促進事業業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

この要領は、郡山市（以下「発注者」という。）が、「「郡山市産米の消費拡大の推進に関する条例」に基づく広域的販売促進事業業務」（以下「本業務」という。）を委託するにあたり、公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により、事業者の有する知識や経験、事業提供力を総合的に評価し、最も適格と判断される契約候補者を選定するために、必要な事項を定める。

1 業務概要

- (1) 事業の目的 本業務は「郡山市産米の消費拡大の推進に関する条例」に基づき、郡山市産ブランド米「あさか舞」（以下「あさか舞」という）に係る首都圏における販促活動と、昨年度、新規に販路開拓した沖縄県内イオン系列全店での販促を推進するため、「あさか舞」の魅力を発信するプロモーション動画を制作、活用し、首都圏イベントや沖縄県内のイオン系列全店舗（48店舗想定）において販促PR事業を実施することを目的とする。
- (2) 業務名 「郡山市産米の消費拡大の推進に関する条例」に基づく広域的販売促進事業業務委託
- (3) 業務内容 別紙仕様書のとおり
- (4) 業務期間 契約締結の日から令和8年3月31日（火）まで
- (5) 提案上限金額 ¥4,647,077円（消費税及び地方消費税を含む。）

※提案上限金額は予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すものである。

※提案上限金額を超えた提案は失格とする。

2 参加資格

本プロポーザルに参加できる者（以下「提案参加者」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 次に掲げる事項を全て満たす者とする。
- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 郡山市競争入札に係る有資格業者指名停止等措置要綱（令和7年3月28日制定）に基づく指名停止期間中の者でないこと。
- ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更正手続開始又は再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更正手続開始又は再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更正手続終結又は再生手続終結の決定を受けた者については、当該更正手続開始又は再生手続開始の申立てがなされなかつたものとみなす。
- エ 役員等が郡山市暴力団排除条例（平成24年郡山市条例第46号）第2条第2号に規定する暴力団員又は第8条に規定する社会的非難関係者と認められる者でないこと。
- オ この公告の日の5年前の日から参加申込期限までの間において、本業務と同種又は同類の業務経験を有していること。
- (2) 共同企業体により本プロポーザルに参加する場合は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。
- ア 共同企業体は、自主結成とし、構成企業間で協定を締結していること。

- イ 共同企業体は、代表企業を選定し、この代表企業を共同企業体の代表者として本市と契約の締結が行えること。この場合、代表企業は本市に対して全ての責任を負うものとする。
- ウ 前項アからエまでの要件については、共同企業体の全企業が満たしていること。
- エ 前項オの要件については、共同企業体のうちいずれかの構成員が満たしていること。

3 スケジュール

公告	令和7年6月25日（水）
質問受付締切	令和7年7月2日（水）午後4時まで
質問回答	令和7年7月4日（金）まで
参加申込書及び企画提案書受付締切	令和7年7月11日（金）午後4時まで
資格審査結果通知	令和7年7月16日（水）まで
書面審査	令和7年7月16日（水）から7月23日（水）
結果通知	令和7年7月25日（金）（予定）
見積徴取及び契約締結	令和7年7月下旬（予定）

4 参加手続等

- (1) 実施要領及び仕様書、所定様式の配布
- ア 公開期間 公告の日から令和7年7月11日（金）午後4時まで
- イ 公開場所 郡山市ウェブサイトからダウンロードすること。
「市ウェブサイト—入札・契約ポータルサイト—入札情報—その他入札情報」
<https://www.city.koriyama.lg.jp/site/keiyakuportal/152480.html>
※郵送による配布は行わないものとする。

5 質問の受付及び回答

- (1) 提出期限 令和7年7月2日（水）午後4時（必着）
- (2) 提出書類 質問書（様式1）
- (3) 提出方法 質問書により、電子メールのみ。「12 担当部局」宛て送信後、必ず電話で到達確認を行うこと。
- (4) 回答期限 令和7年7月4日（金）
- (5) 回答方法 質問者へ対し電子メールで回答する。なお、質問要旨及び回答内容は同日、郡山市ウェブサイトに掲載（社名非公表）する。

6 参加申込書等の作成及び提出

- (1) 提出書類
- ア 参加申込書（様式2）
- イ 業務実績表（様式3）
- この公告の日の5年前の日から参加申込期限までの間において、本業務と同種又は同類の業務を行った主な実績について、発注者、実施年度、業務の概要等を記載すること。

ウ 法人概要書（任意様式。パンフレット可）

エ 印鑑証明書

オ 履歴事項全部証明書（法人のみ）

※ 発行日から3か月以内で、最新の登録事項を確認できるもの。

カ 納税証明書

国税 様式その3の3（法人）又は様式その3の2（個人）

市税 直近1年分の法人市民税（法人）又は住民税（個人）

キ 委任状（様式4）

※ 支店、営業所等で申請を行う場合のみ、提出が必要。

ク 共同企業体の結成に係る協定書の写し（共同企業体のみ）

(2) 提出期限 令和7年7月11日（金）午後4時（必着）

(3) 提出方法 郵送又は持参にて「12 担当部局」宛て提出

※ 郵送の場合は、書留等の発送・配達が確認できる方法によることとし、提出期限までに到達したものを有効とする。ファクシミリ及び電子メールによる提出は受け付けない。

持参の場合は、郡山市の休日を定める条例（平成2年郡山市条例第7号）第1条に規定する市の休日を除く午前8時30分から午後4時までの受付とする。

7 企画提案書の作成及び提出

提案参加者は、次に掲げる書類（全て法人名を標記したもの1部、法人名を標記しないもの7部）計8部を提出すること。

(1) 提出書類

ア 企画提案書（任意様式）※提案は、1者につき1案とする。

仕様書記載の業務内容ごとに、具体的な企画内容等を記載すること。

イ 業務実績表（様式3「6（1）イ」に同じ）

ウ 業務実施体制（任意様式）

本業務を受託するに当たっての業務責任者、各メンバーの本業務における役割等を記載すること。

エ 業務スケジュール（任意様式）

令和7年7月下旬に契約を締結するものと想定し、委託期間中の業務スケジュール案を記載すること。

オ 参考見積書（任意様式）

経費内訳については、本業務を実施するために必要な経費（消費税等含む。）を記載することとし、できるだけ具体的に記載すること。

(2) 提出書類の記載要領

ア 表紙、目次、本編で構成すること。

イ 書類サイズは原則A4判とするが、必要に応じてA3判（折り込むようにすること。）も可とする。

ウ 専門用語や略語等には注釈を付すなど、一読して理解しやすいものとすること。

- (3) 提出期限 令和7年7月11日（金）午後4時まで（必着）
- (4) 提出方法 郵送又は持参にて「12 担当部局」宛て提出

8 審査方法

(1) 資格審査

「2 参加資格」の事項を満たす者が審査する。結果については、令和7年7月16日（水）までに書面により通知する。

(2) 発注者は、本プロポーザルについて審査を行うため、本業務に係るプロポーザル選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(3) 企画審査

委員会は、提出された企画提案書等について、書面審査及び必要に応じヒアリングを実施し、最も優れている企画提案者を決定する。審査結果については、書面により通知する。

9 選定基準

提出された企画提案書等について、次の事項に基づき選定委員が採点を行い、最も評価の高い者を契約候補者、次に評価の高い者を次順位者として決定する。

- (1) 提案内容の的確性（15点）
- (2) 提案内容の独創性（10点）
- (3) 提案内容の実現性（10点）
- (4) 参考見積（5点）
- (5) 業務実施体制（5点）
- (6) 業務実績（5点）

※ 評価点満点の50%未満の場合は不採用とし、再度公募を行うものとする。次順位者においても同様の取り扱いとする。

※ 提案参加者が1者のみであった場合でも、提出された企画提案書等により、発注者が求める目的に沿ったものであると判断した場合は、その者との契約に何ら支障が無いものとする。

10 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領に示した提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- (4) 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (5) 参考見積書の金額が、提案上限金額を超過した場合

11 契約条件

- (1) 提出された提案書等について選定委員会で審査し、契約候補者として決定された者と随意契約の手続きを行う。

なお、契約候補者と契約締結に至らない場合は、次順位者を新たな契約候補者とし、手続きを行う。

- (2) 契約候補者の特定から契約締結までに「10 失格事項」に該当する事由が発生した場合は、契約を締結しないことがある。(契約締結までに指名停止になる等)
- (3) 契約保証金については、郡山市契約規則（昭和40年郡山市規則第49号）第8条第1項第5号の規定により免除とする。
- (4) 契約書の作成を要する。
- (5) 委託料の支払いについては、発注者は、各業務（イベントの企画等に関する業務及びイベントの運営等に関する業務）完了後に行う検査合格の後、受注者が提出する適正な請求書を受理した日から30日以内に行うものとする。

12 担当部局

〒963-8601 郡山市朝日一丁目 23 番 7 号 郡山市役所本庁舎 1 階
郡山市農商工部園芸畜産振興課（担当：杉山）

電話番号 024-924-3761

E-mail 6jika@city.koriyama.lg.jp

13 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨に限る。
- (2) 審査は、企画提案書に関する書面審査及び必要に応じヒアリングを実施する。
- (3) 参加申込及び企画提案に係る書類作成及び提出に要する費用は、提案参加者の負担とする。
- (4) 提出された書類は返却しない。
- (5) 提出された書類は、提案参加者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。
- (6) その他必要な事項は、規則及び実施要領による。